

受付印

令和 年 月 日

埼玉県 県税事務所長

法人番号

申告年月日

年 月 日

所在地
(本税務署支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

()

法人名

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

()

代表者氏名

前期末現在の
資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

()

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額(41)の金額	19	兆	十億 百万 千 円	前事業年度の法人税割額 (18)の金額	1	兆	十億 百万 千 円
所得割額(42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	20		00	予定申告税額 (1× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	2		00
付加価値割額(43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21		00	この申告が修正申告である場合は 既に前付の確定した当期分の法 人税割額	3		00
資本割額(44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	22		00	この申告により納付 すべき法人税割額	4		00
収入割額(45× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	23		00	均等割額	5		月
特別業 法人税 前事業年度の特別法人事業税額(51)	24		00	算定期間中において 事務所等を有していた月数	6		円
特別法人事業税額(24× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	25		00	円× $\frac{5}{12}$	7		00
予定申告税額(20+21+22+23+25)	26		00	この申告により納付 すべき道府県民税額	8		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	27		00	前事業年度の法人税割額の明細			
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額(26-27)	28		00	(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額	9	兆	十億 百万 千 円
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				法人税割額	10		
摘要	課税標準	税率 (100)	税額	道府県民税の特定 寄附金税額控除額	11		
所得割	所得金額総額 29	兆 十億 百万 千 円		税額控除超過額 相当額の加算額	12		
所得金額	30		兆 十億 百万 千 円	外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額の控除額	13		
付加価値割	付加価値額総額 31		兆 十億 百万 千 円	外国の法人税等 の額の控除額	14		
付加価値額	32		兆 十億 百万 千 円	仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	15		
資本割	資本金等の額総額 33		兆 十億 百万 千 円	租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	16		
資本金等の額	34		兆 十億 百万 千 円	納付すべき法人税割額 (9-10+11-12-13-14-15)	17		
収入割	収入金額総額 35		兆 十億 百万 千 円	56のうち特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	18		
収入金額	36		兆 十億 百万 千 円	差引法人税割額 (16-11-17)	19		
合計事業税額 30+32+34+36	37			法第15条の4の徴収猶予 を受けようとする税額	20		
事業税の特定寄附金税額控除額	38			この申告の期間	21		
仮装経理に基づく事業税額の控除額	39			前事業年度の期間	22		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	40			通算親法人の事業年度 の期間	23		
納付すべき事業税額 37-38-39-40	41			関与税理士 署名	24		
41の内訳	所得割 42	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 43	(電話)	25		
資本割 44			収入割 45		26		
摘要	課税標準	税率 (100)	税額		27		
所得割に係る特別法人事業税額	46	兆 十億 百万 千 円	00		28		
収入割に係る特別法人事業税額	47		00		29		
合計特別法人事業税額(46+47)	48				30		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	49				31		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	50				32		
納付すべき特別法人事業税額 48-49-50	51				33		
備考					34		